

私たちの介護保険

KS_takatsuki

1

制度の仕組み

保険者は市町村

被保険者は40歳以上の市民

* 保険料等の詳細は各自治体によって異なります。

本資料では平成24年度～平成26年度大阪市の制度を例示しています。

2

保険料（40歳～64歳）第2号被保険者

□ 国民健康保険加入の場合

- ・ 保険料は所得や被保険者の数に応じて異なる。
- ・ 保険料と同額の公費負担がある。
- ・ 世帯主が世帯員（第2号被保険者）の保険料も負担する。

□ 健康保険・共済組合加入の場合

- ・ 保険料は給料に応じて異なる。
- ・ 保険料の半分は事業主が負担する。
- ・ 会社員の配偶者などの被扶養者の分は、加入している医療保険の被保険者が皆で負担するので新たに保険料を納める必要はない。

大阪市のデータより

3

保険料（65歳以上）第1号被保険者

※ 基準額(70,764円)(年額)×所得に応じた割合(0.5～2.0)

- 第1段階・生活保護受給者・市民税非課税 (¥35,382)
 - 第2段階・被保険者の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 (¥39,628)
- ↓
- 第7段階・被保険者が市民税課税で合計所得額125万以下 (¥77,841)
 - 第8段階・被保険者が市民税課税で合計所得額125万～200万未満 (¥88,455)
 - 第9段階・被保険者が市民税課税および合計所得額200万～400万未満 (¥106,146)
 - 第10段階・被保険者が市民税課税および合計所得額400万～700万未満 (¥123,837)
 - 第11段階・被保険者が市民税課税および合計所得額700万以上 (¥141,528) 大阪市のデータより⁴

老化が原因とされる16種類の病気

□ 下記の診断が出れば要介護認定の申請をしよう！

① 癌 ※	⑦ 進行性核上性 麻痺、大脳皮質 基底核変性症 およびパーキン ソン病	⑫ 糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症および 糖尿病性網膜症
② 関節リュウマチ	⑧ 脊髄小脳変性症	⑬ 脳血管疾患
③ 筋萎縮性側索硬 化症	⑨ 脊柱管狭窄症	⑭ 閉塞性動脈硬化症
④ 後縦靭帯骨化症	⑩ 早老症	⑮ 慢性閉塞性肺疾患
⑤ 骨折を伴う骨粗 鬆症	⑪ 多系統萎縮症	⑯ 両側の膝関節または 股関節に著しい変形 を伴う変形性関節症
⑥ 初老期における 認知症		

※ 癌は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。（平成18年4月から追加）

5

サービス利用の手順

□ 介護が必要となれば、まず申請



□ どのくらい介護が必要か、要訪問調査と審査あり

市から委託された介護支援専門員などが自宅訪問し、
心身の状況調査結果と医師の意見書をもとに介護認定
審査会により要介護区分を判定



□ 介護サービス計画（ケアプラン）を作成



□ サービス事業者に介護保険証を提示しサービス
を利用（負担額は原則費用の1割）

6

居宅サービスの種類(介護予防サービス含む)

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ ①. 訪問介護
(ホームヘルプサービス) □ ②. 定期巡回・随時対応型
訪問介護看護 □ ③. 訪問入浴介護 □ ④. 訪問介護 □ ⑤. 訪問看護 □ ⑥. 訪問リハビリテーション □ ⑦. 通所介護(デイサービス) □ ⑧. 通所リハビリテーション
(デイケア) □ ⑨. 福祉用具貸与 □ ⑩. 短期入所生活介護
(特別養護老人ホームなどの
ショートステイ) | <ul style="list-style-type: none"> □ ⑪. 短期入所療養介護(老人
保健施設または療養病床
等のショートステイ) □ ⑫. 短期利用の認知症対応型
共同生活介護(グループ
ホームのショートステイ) □ ⑬. 短期利用の地域密着型
特定施設入居者生活介護 □ ⑭. 夜間対応型訪問介護 □ ⑮. 認知症対応型通所介護 □ ⑯. 小規模多機能型居宅介護 □ ⑰. 複合型サービス |
|--|--|

※居宅療養管理指導・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉入所者生活介護については利用限度額対象とはならない。

在宅利用の費用（原則費用の1割負担）

□ 在宅サービス費用（1か月あたりの支給限度額）

要支援1 (4,970単位) ・	一 単 位 11. 05 円 で 計 算 し た 場 合	¥55,000
要支援2 (10,400単位) ・		¥115,000
要介護1 (16,580単位) ・		¥183,200
要介護2 (19,480単位) ・		¥215,300
要介護3 (26,750単位) ・		¥295,600
要介護4 (30,600単位) ・		¥338,100
要介護5 (35,830単位) ・		¥396,000

1単位の単価はサービスにより異なる。前頁のサービス ①②③④⑬⇒¥11.05
⑤⑦⑪⑮⇒¥10.83 ⑥⑨⑩⑫⇒¥10.68 ⑧⇒¥10.00

大阪市のデータより 8

施設利用の費用（原則費用の1割）

- 施設サービス費用（施設により異なる）
入所施設におけるサービス費用の1割＋食費＋
居住費＋日常生活費（各々利用者負担）

負担限度額認定証とは、低所得の方に対し所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用との差額は介護保険から給付される。

9

利用できるサービス

在宅サービス（通所）

- (例)
- 通所介護（デイサービス）
 - ・ 要介護1～5（食事・入浴など）
 - ・ 要支援1・2（運動機能向上・栄養改善など）
 - 通所リハビリテーションほか

在宅サービス（訪問）

- 要介護・要支援共
(例)
- 訪問介護（入浴・排泄・食事など）
 - 入浴介護（浴槽提供）
 - リハビリテーション（理学・作業・言語療法士によるリハビリ）
 - 看護（看護師による療養上の世話・診療補助）ほか

10

他に利用できるサービス（１）

要介護１～５（日常生活支援）

（例）

- (1) 居宅療養管理指導
医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが指導
- (2) 福祉用具貸与
車いす・特殊寝台・手すり・スロープ・歩行器・杖・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト・床ずれ防止用具など
- (3) 特定福祉用具販売
年間10万円を上限に支給
- (4) 住宅改修費支給
20万円を上限に支給
- (5) 短期入所生活療養介護
- (6) 特定施設入居者生活介護 ほか

要支援１・２（介護予防）

（例）

- 要支援は介護にならない為の予防策につき、要介護との費用やサービス内容が異なる。
- (1)(3)(4)は同じ
- (5)(6)は費用および支援・予防は少し異なる
- (2)は手すり・スロープ・歩行器・杖ほか

11

他に利用できるサービス（２）

（要介護１～５、要支援１・２）

地域密着型サービス

- 小規模多機能型居宅介護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型特定施設入所者生活介護 など

地域支援事業による 介護予防事業

- 医療機関の検診・主治医・保健師の訪問活動などによる把握・民生委員からの報告・本人や家族からの相談により、**地域包括支援センター**にて課題を分析し予防ケアを行う
- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- 閉じこもり予防・支援
- 認知症予防・支援
- うつ予防・支援 など

12

介護予防

□ 運動器の機能向上

ウォーキング・筋力アップの運動・軽スポーツ

□ 栄養改善

主食・主菜・タンパク質・栄養補助食品の活用・水分など

□ 口腔機能の向上

歯磨き・うがい・定期的に歯科検診

□ 「閉じこもり」予防

週3～4回位の外出習慣・地域への活動参加・趣味のサークルなど

□ 認知症予防

生活習慣病を放置せず適度な運動・日常生活を活発・バランスの良い食事

□ 「うつ」予防

高齢期はうつになりやすい事を知る（体力の低下や人間関係など）・早めに受診

13

END



2014. 1. 19 14